

令和4年第2回水戸市議会定例会議案

市議会議案第47号	水戸市市税条例等の一部を改正する条例	1
〳 第48号	水戸市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例	5
〳 第49号	水戸市老人福祉センター条例の一部を改正する条例	7
〳 第50号	水戸市心身障害児療育指導委員会条例の一部を改正する条例	9
〳 第51号	水戸市児童遊園条例の一部を改正する条例	11
〳 第52号	指定管理者の指定について（児童遊園）	13
〳 第53号	市道路線の認定及び廃止について	15
〳 第54号	都市計画道路3・3・2号中大野中河内線（松が丘工区）橋梁上部工製作工（上り線）工事請負契約の締結について	25
〳 第55号	水戸駅北口エレベーター改築工事請負契約の締結について	27
報 告 第10号	専決処分について（水戸市市税条例の一部を改正する条例）	29
〳 第11号	専決処分について（水戸市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）	31
〳 第12号	専決処分について（東日本大震災による被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例）	33
〳 第13号	専決処分について（東日本大震災による被災者に対する介護保険料の減免の申請の特例に関する条例の一部を改正する条例）	35
〳 第14号	専決処分について（新型コロナウイルス感染症のり患者等に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例）	37
〳 第15号	専決処分について（新型コロナウイルス感染症のり患者等に対する介護保険料の減免の申請の特例に関する条例の一部を改正する条例）	39
〳 第16号	専決処分について（和解について）	41
〳 第17号	専決処分について（令和4年度水戸市一般会計補正予算（第1号））	43
〳 第18号	専決処分について（令和4年度水戸市一般会計補正予算（第2号））	47
〳 第19号	専決処分について（水戸市市税条例の一部を改正する条例）	51
〳 第20号	専決処分について（訴えの提起について）	53
〳 第21号	専決処分について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）	55
〳 第22号	専決処分について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）	57
〳 第23号	専決処分について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）	59
〳 第24号	専決処分について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）	61
〳 第25号	専決処分について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）	63
〳 第26号	専決処分について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）	65
〳 第27号	令和3年度水戸市一般会計継続費繰越計算について	67
〳 第28号	令和3年度水戸市一般会計繰越明許費繰越計算について	69

報 告	第29号	令和3年度水戸市一般会計事故繰越し繰越計算について	73
〳	第30号	令和3年度水戸市公設地方卸売市場事業会計繰越明許費繰越計算について	75
〳	第31号	令和3年度水戸市駐車場事業会計継続費繰越計算について	77
〳	第32号	令和3年度水戸市東前第二土地区画整理事業会計繰越明許費繰越計算について	79
〳	第33号	令和3年度水戸市水道事業会計継続費繰越計算について	81
〳	第34号	令和3年度水戸市水道事業会計予算繰越計算について	83
〳	第35号	令和3年度水戸市下水道事業会計予算繰越計算について	85
〳	第36号	公益財団法人水戸市スポーツ振興協会の令和4年度事業計画及び予算に関する書類の提出について	87
〳	第37号	公益財団法人水戸市芸術振興財団の令和4年度事業計画及び予算に関する書類の提出について	89
〳	第38号	一般財団法人水戸市農業公社の令和4年度事業計画及び予算に関する書類の提出について	91
〳	第39号	一般財団法人水戸市公園協会の令和4年度事業計画及び予算に関する書類の提出について	93
〳	第40号	公益財団法人水戸市国際交流協会の令和4年度事業計画及び予算に関する書類の提出について	95
〳	第41号	一般財団法人水戸市勤労者福祉サービスセンターの令和4年度事業計画及び予算に関する書類の提出について	97
〳	第42号	一般財団法人水戸市商業・駐車場公社の令和4年度事業計画及び予算に関する書類の提出について	99

市議会議案第47号

水戸市市税条例等の一部を改正する条例

(水戸市市税条例の一部改正)

第1条 水戸市市税条例(令和3年水戸市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第24条第4項を次のように改める。

4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第35条第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。

第24条第6項を次のように改める。

6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第35条第1項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

第29条第1項第7号中「(所得税法施行令の一部を改正する政令(平成20年政令第155号)附則第13条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号に規定する民法法人を含む。)」を削る。

第31条第1項中「特定配当等申告書」及び「特定株式等譲渡所得金額申告書」を「確定申告書」に改め、同条第2項中「申告書に係る年度分」を「確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分」に改める。

第34条第1項ただし書中「所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者」を「所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)で控除対象配偶者に該当しないもの」に改める。

第36条の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同項第4号とし、同項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 所得割の納税義務者(合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。)の氏名

第37条の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「あって、」の次に「特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第62条に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。)に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は」を、「控除対象扶養親族」の次に「であって退職手当等に係る所得を有しない者」を加え、同項第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同項第4号とし、同項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 特定配偶者の氏名

第67条中「第2条第4項ただし書」を「第2条第3項ただし書」に改める。

第99条中「固定資産課税台帳」の次に「（同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）」を加える。

第100条中「事項の証明書」の次に「（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）」を加える。

第165条中「，及び」を「，並びに」に改める。

付則第11条第1項中「令和15年度」を「令和20年度」に，「令和3年まで」を「令和7年まで」に改める。

付則第18条第2項中「3分の2」を「10分の7」に改め，同条中第26項を第27項とし，第25項を第26項とし，第24項の次に次の1項を加える。

25 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は，3分の2とする。

付則第30条第2項を次のように改める。

2 前項の規定のうち，租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は，市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。

付則第33条第3項中「，第37条の8又は第37条の9」を「又は第37条の8」に改める。

付則第39条第4項を次のように改める。

4 前項後段の規定は，特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第35条第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り，適用する。

付則第40条第4項を次のように改める。

4 前項後段の規定は，条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第35条第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り，適用する。

付則第40条第6項中「年の翌年の4月1日の属する年度分の」を「年分の所得税に係る」に，「条約適用配当等申告書にこの項」を「確定申告書にこの項」に改め，「（条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）」を削る。

付則第43条中「。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。」を削る。

付則第44条を次のように改める。

第44条 削除

付則第46条中「若しくは第40項」を「，第40項若しくは第44項」に改める。

（水戸市市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 水戸市市税条例の一部を改正する条例（令和3年水戸市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第1条のうち水戸市市税条例第37条第1項の改正規定中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者」を「扶養親族（）」の次に「年齢16歳未満の者又は」を加え，「有しない者を除く」を「有する者」に改める。

付則第5項中「の規定中個人の市民税に関する部分」を「第20条第2項及び第37条第1項並びに付則第8条第1項の規定」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は，公布の日から施行する。ただし，次の各号に掲げる規定は，当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中第36条の見出し及び同条第1項，第37条の見出し及び同条第1項，付則第11条第1項，付則第33条第3項，付則第43条並びに付則第44条の改正規定，第2条（付則第5項の改正規定を除く。）の規定並びに次項及び付則第3項の規定 令和5年1月1日

(2) 第1条中第24条第4項及び第6項，第31条第1項及び第2項，第34条第1項ただし書，第67条，付則第30条第2項，付則第39条第4項並びに付則第40条第4項及び第6項の改正規定，第2条中付則第5項の改正規定並びに付則第4項の規定 令和6年1月1日

（市民税に関する経過措置）

2 第1条の規定による改正後の水戸市市税条例（次項において「新条例」という。）第36条第1項の規定は，前項第1号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び次項において「1号施行日」という。）以後に支払を受けるべき同条第1項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用し，1号施行日前に支払を受けるべき第1条の規定による改正前の水戸市市税条例（次項において「旧条例」という。）第36条第1項に規定する給与について提出した同項及び同条第2項に規定する申告書については，なお従前の例による。

3 新条例第37条第1項の規定は，1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第37条第1項に規定する申告書について適用し，1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第37条第1項に規定する申告書については，なお従前の例による。

4 付則第1項第2号に掲げる規定による改正後の水戸市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は，令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し，令和5年度分までの個人の市民税については，なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

5 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については，なお従前の例による。

令和4年6月6日提出

水戸市長 高 橋 靖

市議会議案第48号

水戸市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除に関する 条例の一部を改正する条例

水戸市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除に関する条例（平成28年水戸市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第2条中「令和4年3月31日」を「令和6年3月31日」に、「2年」を「3年」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和4年6月6日提出

水戸市長 高 橋 靖

水戸市老人福祉センター条例の一部を改正する条例

水戸市老人福祉センター条例（平成17年水戸市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第2条の表に次のように加える。

水戸市いきいき交流センターあかしあ	水戸市河和田3丁目2274番地の1
-------------------	-------------------

第3条に次の1項を加える。

- 2 前項各号に掲げるもののほか、水戸市いきいき交流センターあかしあは、子育て支援に関する事業を行う。

第6条第1項の表中

「 水戸市いきいき交流センターふれ しあ 水戸市いきいき交流センターあじ さい	を	「 水戸市いきいき交流センターふれ しあ 水戸市いきいき交流センターあじ さい 水戸市いきいき交流センターあか しあ	」に改める。
---	---	--	--------

第7条第2号中「第3条」を「第3条第1項」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、第3条第2項に規定する事業のため水戸市いきいき交流センターあかしあを使用できる者は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 市内に居住する小学校就学の始期に達するまでの者及びその保護者
- (2) 第3条第2項に規定する事業の促進に寄与すると市長が認める団体

第14条の2第1項中「及び水戸市いきいき交流センターあじさい」を「、水戸市いきいき交流センターあじさい及び水戸市いきいき交流センターあかしあ」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第12条関係）

- 1 第3条第1項に規定する事業のため使用する場合

区分	使用料	入浴施設を使用する場合の加算額
第7条第1項第1号に掲げる者	無料	100円
第7条第1項第2号に掲げる者	無料	入浴する者1人につき 100円
第7条第1項第3号に掲げる者	300円（第3条第1項第5号に掲げる事業に係る使用をする者にとっては、無料）	100円

- 2 第3条第2項に規定する事業のため使用する場合

区分	使用料	入浴施設を使用する場合の加算額
第7条第2項第1号に掲げる者	無料	100円
第7条第2項第2号に掲げる者	無料	入浴する者1人につき 100円

備考 市長は、入浴施設を使用する場合の加算額を納付するための回数券（7回券、500円）を発行することができる。

別表第2（第14条の2関係）

1 水戸市いきいき交流センターふれしあ及び水戸市いきいき交流センターあじさいの施設に係る使用料

施設名	使用料			
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
研修室	1,200円	1,600円	1,600円	4,400円
ホール	3,600円	4,800円	4,800円	13,200円
実習室	1,200円	1,600円	1,600円	4,400円
和室			2,400円	

2 水戸市いきいき交流センターあかしの施設に係る使用料

施設名	使用料			
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
多目的ルーム	1,200円	1,600円	1,600円	4,400円
ホール	3,600円	4,800円	4,800円	13,200円
調理室	1,800円	2,400円	2,400円	6,600円
和室			2,400円	

付 則

この条例は、令和5年10月1日から施行する。

令和4年6月6日提出

水戸市長 高橋 靖

市議会議案第50号

水戸市心身障害児療育指導委員会条例の一部を改正する条例

水戸市心身障害児療育指導委員会条例（昭和63年水戸市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第1条中「に障害のある児童」を「の障害（軽度の発達の遅れを含む。以下同じ。）を有する18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者」に改める。

第2条第1号中「障害児療育の総合計画」を「療育指導の計画」に改め、同条第3号中「その他」を「前2号に掲げるもののほか、」に改める。

第9条中「福祉部」を「こども部」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和4年6月6日提出

水戸市長 高橋 靖

市議会議案第51号

水戸市児童遊園条例の一部を改正する条例

水戸市児童遊園条例（平成2年水戸市条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表水戸市御殿山児童遊園の項の次に次のように加える。

水戸市小吹町釜場児童遊園	水戸市小吹町2456番10
--------------	---------------

付 則

この条例は、令和4年7月1日から施行する。

令和4年6月6日提出

水戸市長 高 橋 靖

市議会議案第52号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、次のように指定管理者を指定するものとする。

記

- 1 管理を行わせる公の施設の名称 水戸市小吹町釜場児童遊園
- 2 指定管理者となる団体の名称 一般財団法人水戸市公園協会
- 3 指定の期間 令和4年7月1日から令和8年3月31日まで

令和4年6月6日提出

水戸市長 高橋 靖

(参考)

地方自治法抜粋

第244条の2第6項 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

市議会議案第53号

市道路線の認定及び廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条及び第10条の規定に基づき、市道路線の認定及び廃止を別紙のとおり行うものとする。

令和4年6月6日提出

水戸市長 高橋 靖

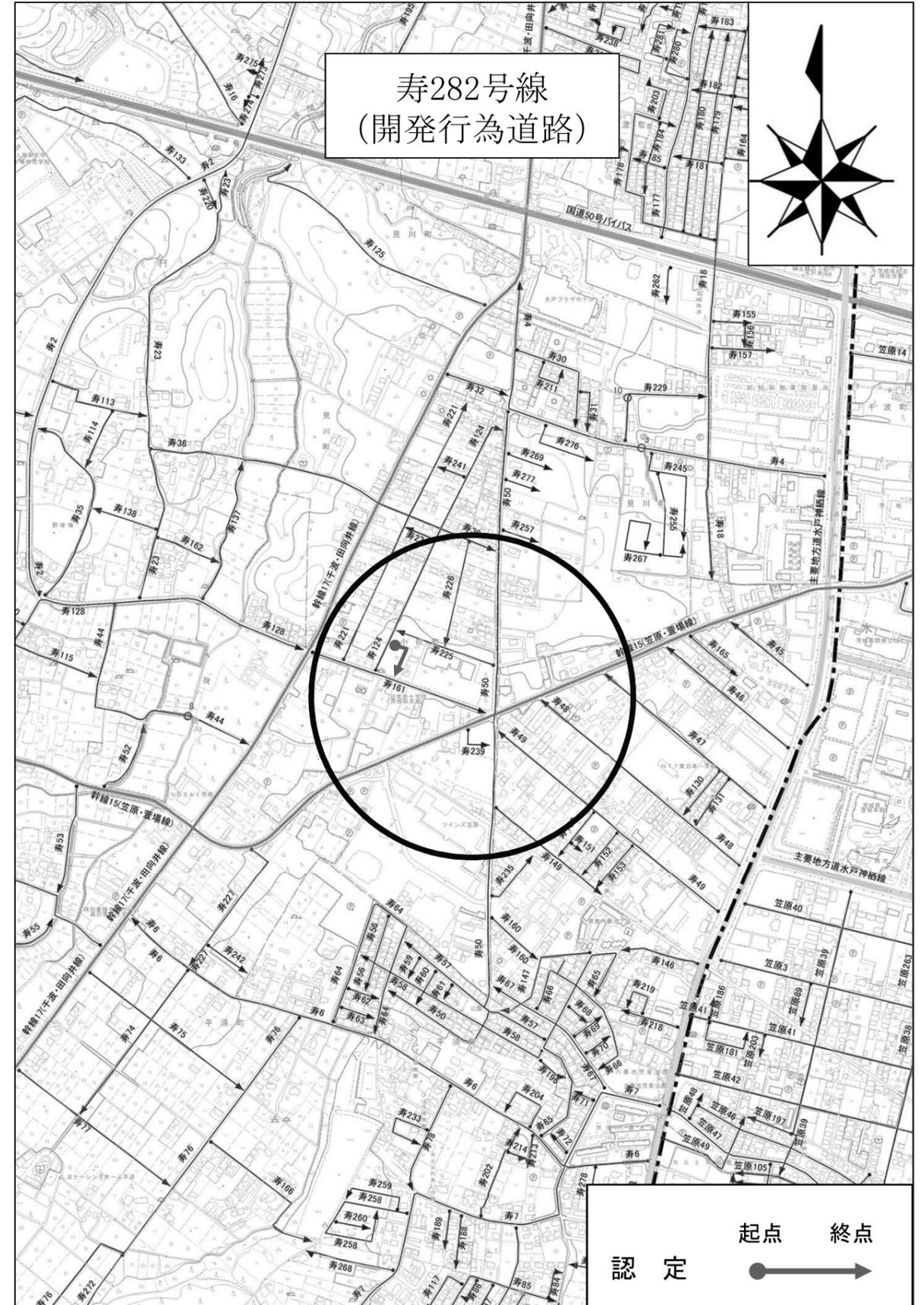
1 路線の認定

路線名	起点	終点	重要な経過地	延長 (m)		幅員 (m)	参考
				道路	橋りょう		
寿282号線	起点 市道寿124号交点 水戸市小吹町2523番8地先	終点 市道寿161号交点 水戸市小吹町2456番10地先		80.71		6.35	開発行為道路
笠原278号線	起点 市道笠原6号交点 水戸市笠原町1116番7地先	終点 市道笠原9号交点 水戸市笠原町1112番2地先		64.00		4.00 ~4.02	寄附道路
吉田339号線	起点 市道吉田3号交点 水戸市東野町11番1地先	終点 市道吉田115号交点 水戸市東野町12番10地先		98.30		6.14	寄附道路
吉田340号線	起点 県道長岡水戸線交点 水戸市吉沢町83番2地先	終点 市道吉田340号交点 水戸市吉沢町107番1地先		266.78		6.34 ~6.36	開発行為道路
見川308号線	起点 市道見川8号交点 水戸市見川3丁目880番4地先	終点 水戸市見川3丁目879番11地先		60.72		6.34 ~6.35	開発行為道路

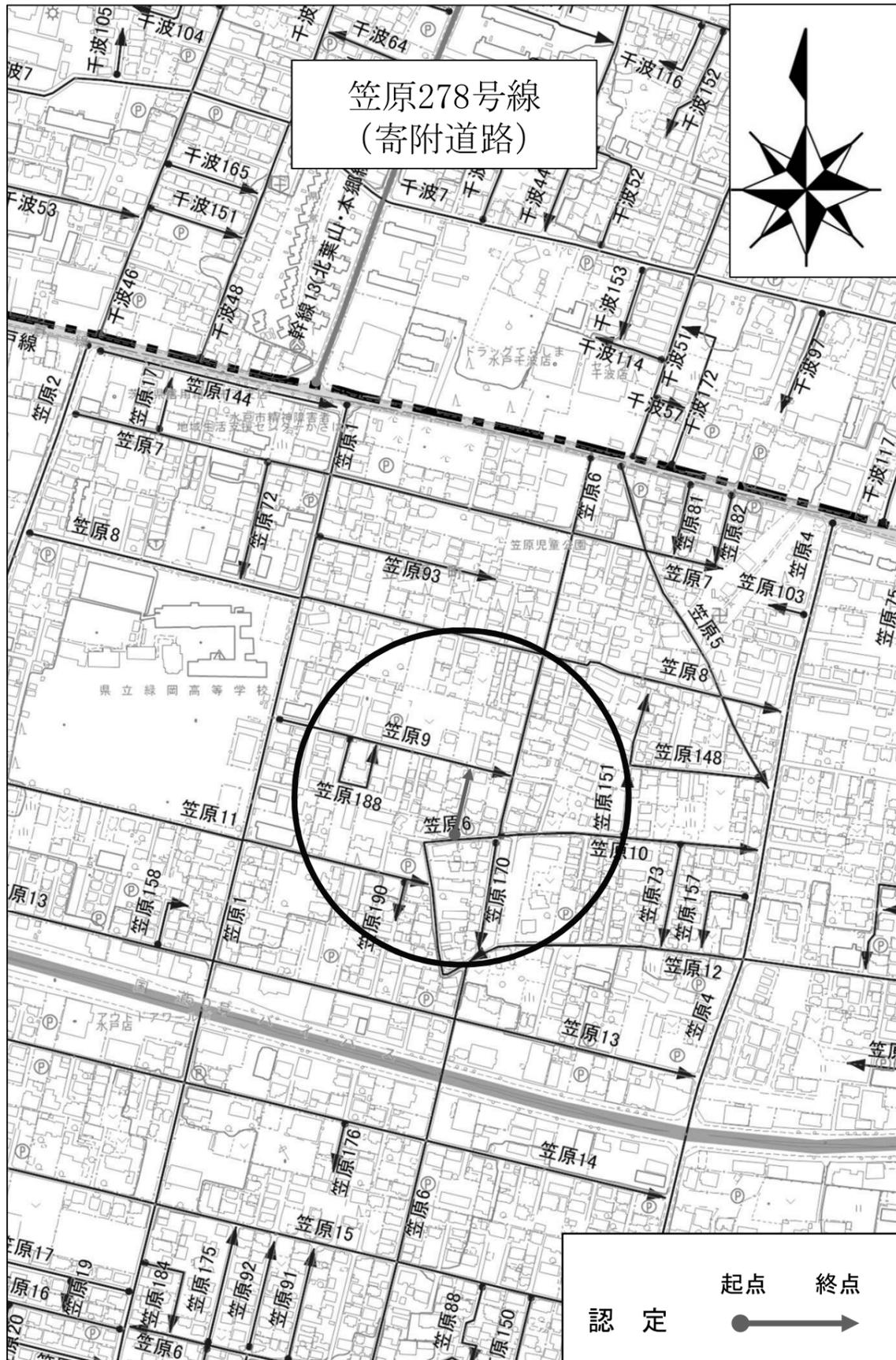
2 路線の廃止

路線名	起点	終点	重要な経過地	延長 (m)		幅員 (m)	参考
				道路	橋りょう		
千波1号線	起点 主要地方道水戸神栖線交点 水戸市千波町2525番1地先	終点 幹線市道3号交点 水戸市千波町2486番1地先		564.31		6.80 ~9.50	
上市314号線	起点 市道上市346号交点 水戸市根本2丁目746番3地先	終点 水戸市根本2丁目717番1地先		120.00		4.00	

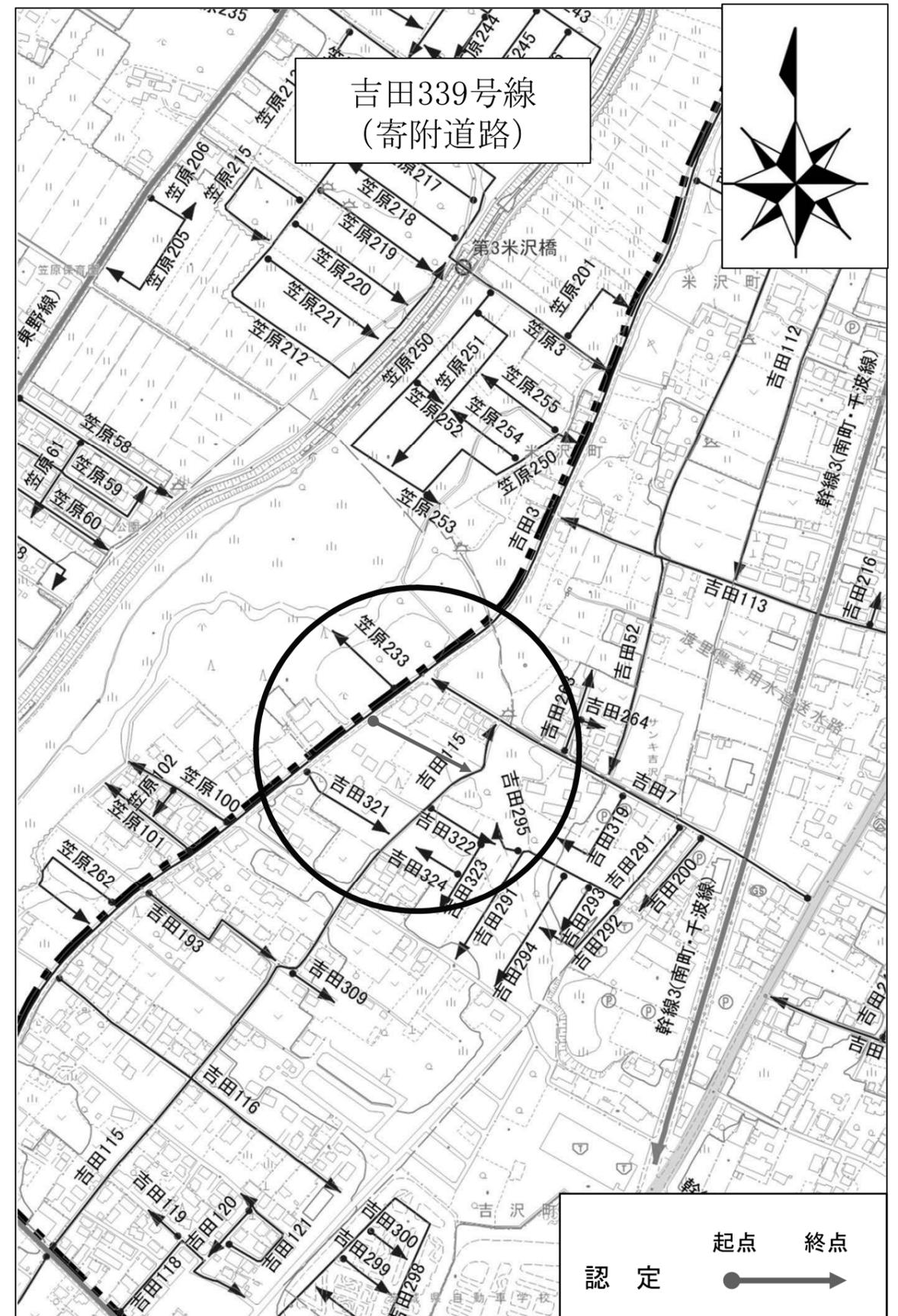
市道路線の認定の位置図



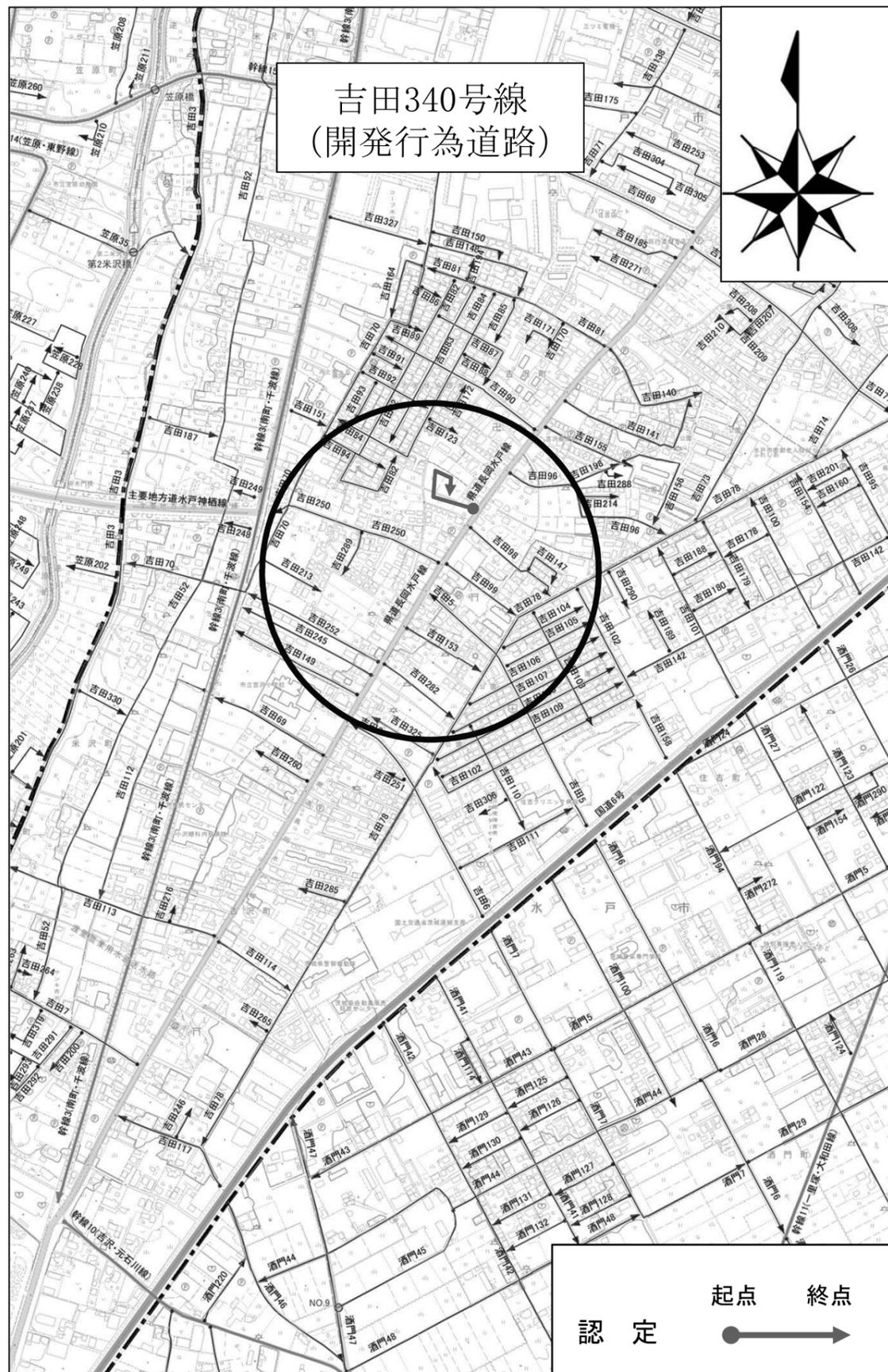
市道路線の認定の位置図



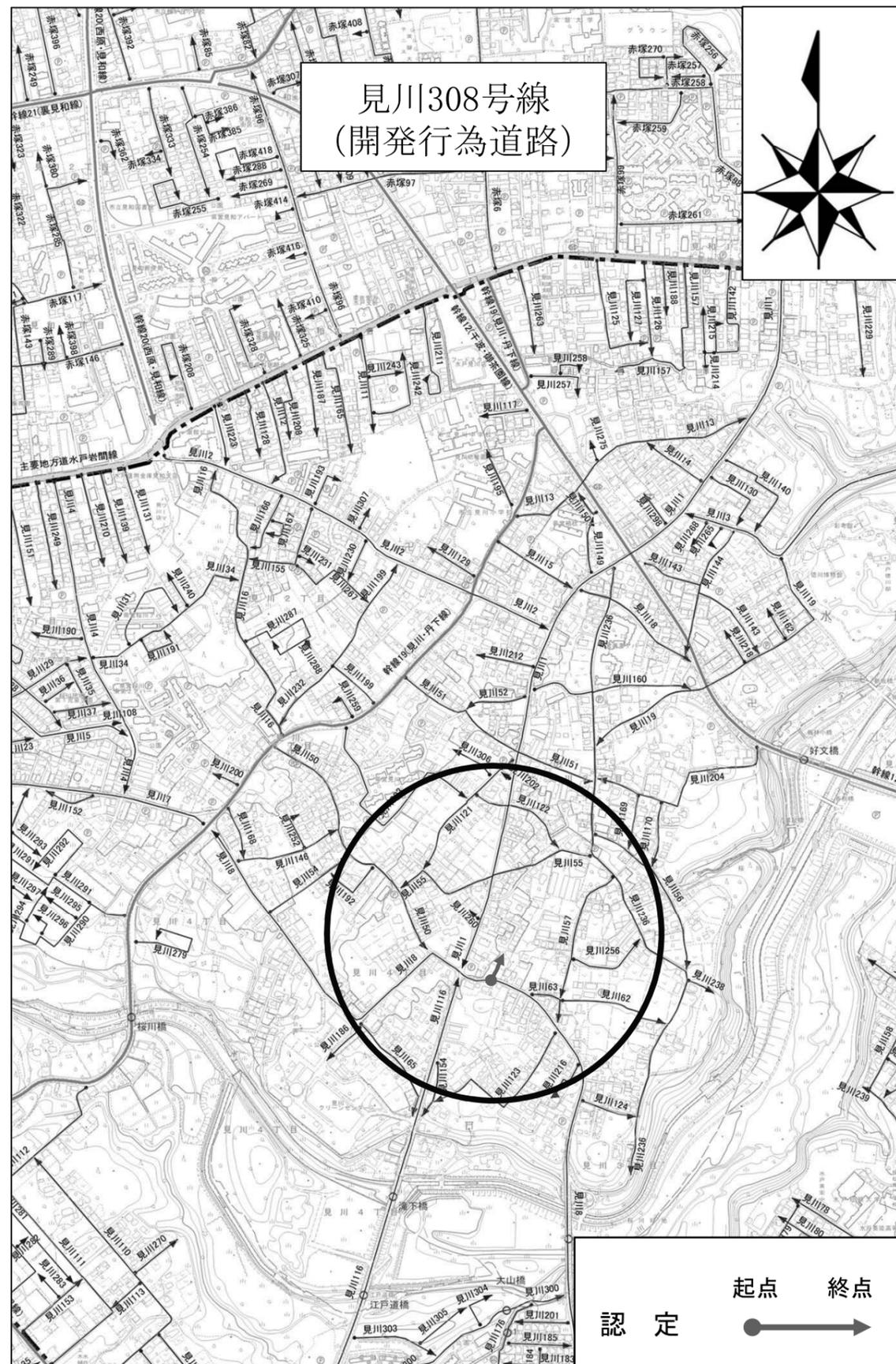
市道路線の認定の位置図



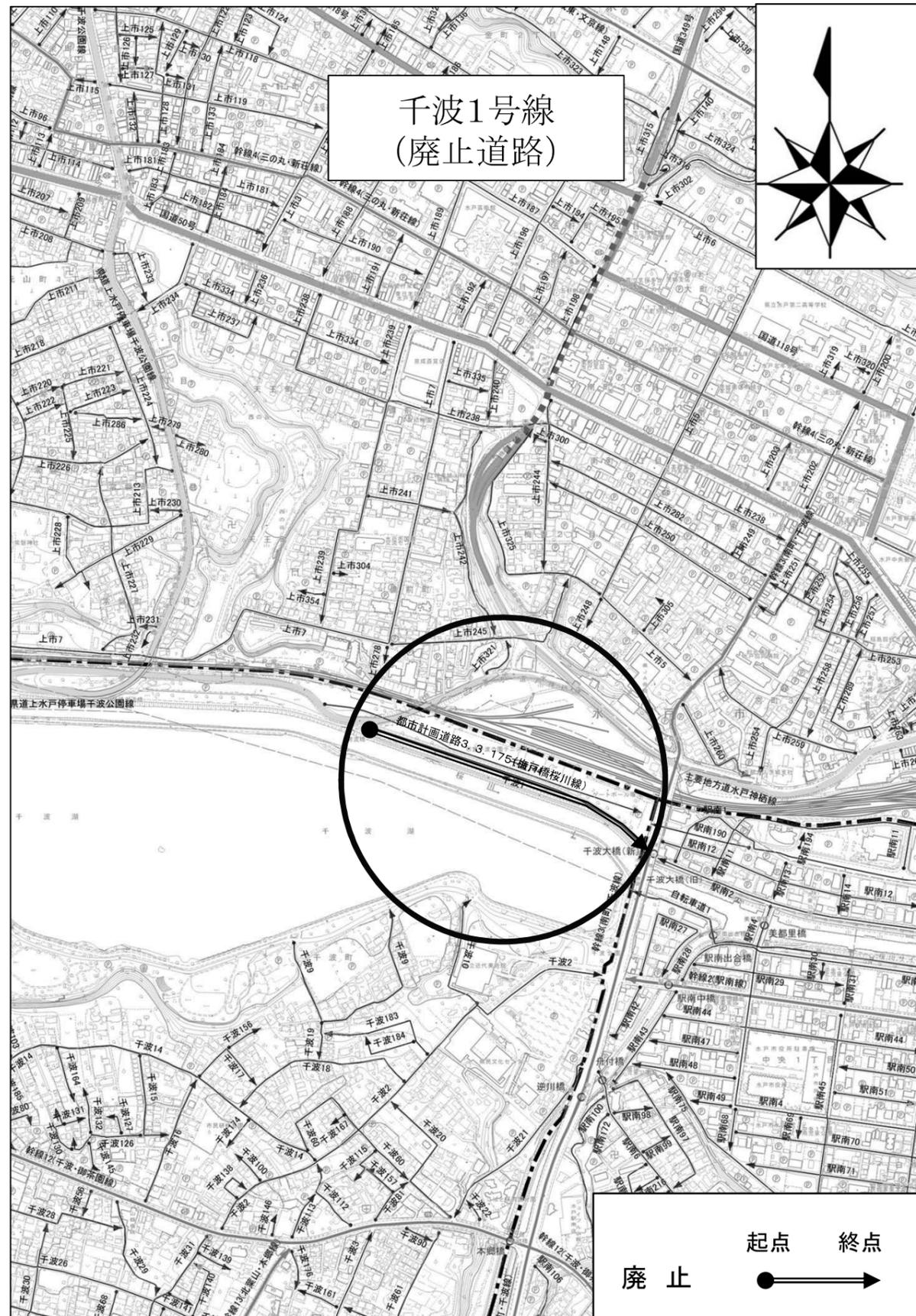
市道路線の認定の位置図



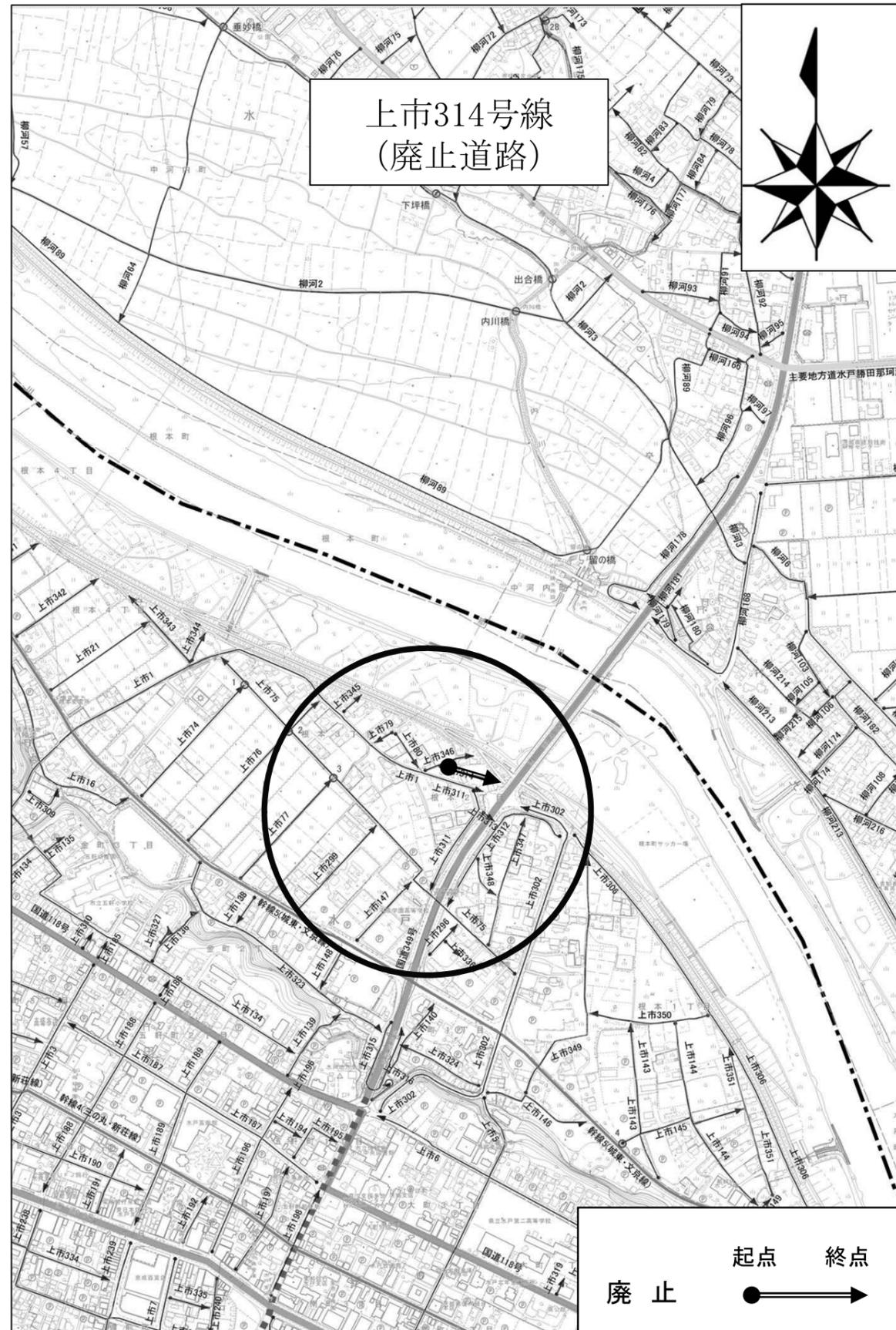
市道路線の認定の位置図



市道路線の廃止の位置図



市道路線の廃止の位置図



都市計画道路3・3・2号中大野中河内線（松が丘工区）橋梁上部工製作工（上り線）工事請負契約の締結について

都市計画道路3・3・2号中大野中河内線（松が丘工区）橋梁上部工製作工（上り線）工事請負契約を次のように締結するものとする。

記

- | | |
|-----------|---|
| 1 工 事 名 | 都市計画道路3・3・2号中大野中河内線（松が丘工区）橋梁上部工製作工（上り線）工事 |
| 2 契 約 金 額 | 484,000,000円 |
| 3 契約の相手方 | 横河NS・株木特定建設工事共同企業体 |
| 代表者 | 神栖市砂山16番地5
株式会社横河NSエンジニアリング
代表取締役 齊 藤 功 |
| 構成員 | 神栖市砂山16番地5
株式会社横河NSエンジニアリング
代表取締役 齊 藤 功 |
| 構成員 | 水戸市吉沢町311番地1
株木建設株式会社
代表取締役 株 木 康 吉 |

令和4年6月6日提出

水戸市長 高 橋 靖

（参考）

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例抜粋

（議会の議決に付すべき契約）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格15,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

水戸駅北口エレベーター改築工事請負契約の締結について

水戸駅北口エレベーター改築工事請負契約を次のように締結するものとする。

記

- | | |
|-----------|---|
| 1 工 事 名 | 水戸駅北口エレベーター改築工事 |
| 2 契 約 金 額 | 173,800,000円 |
| 3 契約の相手方 | 田口建・アルプス特定建設工事共同企業体 |
| 代表者 | 水戸市城南3丁目12番6号
田口建設工業株式会社
代表取締役 田 口 恵一郎 |
| 構成員 | 水戸市城南3丁目12番6号
田口建設工業株式会社
代表取締役 田 口 恵一郎 |
| 構成員 | 水戸市平須町1828番地1025
アルプス建設株式会社
代表取締役 黒 澤 勝 |

令和4年6月6日提出

水戸市長 高 橋 靖

報告第10号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、水戸市市税条例の一部を改正する条例について、別紙のように処分したから、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものである。

令和4年6月6日提出

水戸市長 高橋 靖

水戸市市税条例の一部を改正する条例

水戸市市税条例（令和3年水戸市条例第6号）の一部を次のように改正する。

付則第19条第9項中「熱損失防止改修住宅」を「熱損失防止改修等住宅」に、「熱損失防止改修専有部分」を「熱損失防止改修等専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同条第11項中「特定熱損失防止改修住宅又は」を「特定熱損失防止改修等住宅又は」に、「特定熱損失防止改修住宅専有部分」を「特定熱損失防止改修等住宅専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改める。

付則第19条の4第1項中「100分の5」の次に「（商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあっては、100分の2.5）」を加える。

付則第44条の2第1項中「100分の5」の次に「（商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあっては、100分の2.5）」を加える。

付 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

上記については、市議会の議決に代え、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により処分するものである。

令和4年3月31日処分

水戸市長 高 橋 靖

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、水戸市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、別紙のように処分したから、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものである。

令和4年6月6日提出

水戸市長 高 橋 靖

水戸市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

水戸市国民健康保険税条例（昭和32年水戸市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書中「630,000円」を「650,000円」に改め、同条第3項ただし書中「190,000円」を「200,000円」に改める。

第19条第1項中「630,000円」を「650,000円」に、「190,000円」を「200,000円」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の水戸市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

上記については、市議会の議決に代え、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により処分するものである。

令和4年3月31日処分

水戸市長 高 橋 靖

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、東日本大震災による被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例について、別紙のように処分したから、同条第3項の規定により報告し、承認を求めらるるものである。

令和4年6月6日提出

水戸市長 高 橋 靖

東日本大震災による被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例

東日本大震災による被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例（平成23年水戸市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第1条中「令和3年度分」を「令和4年度分」に改める。

第2条第1項中「令和3年4月1日」を「令和4年4月1日」に、「令和3年度分」を「令和4年度分」に改め、同条第2項中「令和2年」を「令和3年」に、「令和3年度分」を「令和4年度分」に改める。

第4条第2項中「令和4年3月31日」を「令和5年3月31日」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 令和3年度分の国民健康保険税の減免については、なお従前の例による。この場合において、改正前の第2条の規定に該当する者の令和4年4月1日以後の日を納期限とする国民健康保険税の減免の申請については、改正前の第4条第2項中「令和4年3月31日」とあるのは、「令和5年3月31日」とする。

3 令和4年度において改正後の第2条の規定に該当する者で改正前の第2条の規定により令和3年度分の国民健康保険税の減免を受けたもの（東日本大震災による被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例第4条第1項ただし書の規定の適用を受けた者を除く。）については、同項本文の規定による令和4年度分の国民健康保険税の減免の申請があったものとみなす。

上記については、市議会の議決に代え、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により処分するものである。

令和4年3月31日処分

水戸市長 高 橋 靖

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、東日本大震災による被災者に対する介護保険料の減免の申請の特例に関する条例の一部を改正する条例について、別紙のように処分したから、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものである。

令和4年6月6日提出

水戸市長 高 橋 靖

東日本大震災による被災者に対する介護保険料の減免の申請の特例に関する条例の一部を改正する条例

東日本大震災による被災者に対する介護保険料の減免の申請の特例に関する条例（平成23年水戸市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第1条中「令和3年度分」を「令和4年度分」に改める。

第2条第2項中「令和4年3月31日」を「令和5年3月31日」に改め、同条第3項中「令和3年度に」を「令和4年度に」に、「令和2年度分」を「令和3年度分」に、「令和3年度分」を「令和4年度分」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 令和3年度分の介護保険料の減免の申請については、なお従前の例による。この場合において、令和4年4月1日以後の日を納期限とする令和3年度分の介護保険料の減免の申請については、改正前の第2条第2項中「令和4年3月31日」とあるのは、「令和5年3月31日」とする。

上記については、市議会の議決に代え、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により処分するものである。

令和4年3月31日処分

水戸市長 高 橋 靖

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症のり患者等に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例について、別紙のように処分したから、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものである。

令和4年6月6日提出

水戸市長 高 橋 靖

新型コロナウイルス感染症のり患者等に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例

新型コロナウイルス感染症のり患者等に対する国民健康保険税の減免に関する条例（令和2年水戸市条例第62号）の一部を次のように改正する。

第1条中「令和2年度分及び令和3年度分」を「令和3年度分及び令和4年度分」に改める。

第2条第1項中「令和2年度分及び令和3年度分」を「令和3年度分及び令和4年度分」に、「令和3年4月1日から令和4年3月31日」を「令和4年4月1日から令和5年3月31日」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「令和2年度分及び令和3年度分」を「令和3年度分及び令和4年度分」に、「係る令和2年」を「係る当該保険税の賦課の対象となる年度の初日の属する年の前年（以下「前年」という。）」に、「世帯の令和2年」を「世帯の前年」に改め、同項第2号から第4号までの規定中「令和2年」を「前年」に改める。

第3条第2項中「令和4年3月31日」を「令和5年3月31日」に改める。

別表中「令和2年」を「前年」に改める。

付 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

上記については、市議会の議決に代え、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により処分するものである。

令和4年3月31日処分

水戸市長 高 橋 靖

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症のり患者等に対する介護保険料の減免の申請の特例に関する条例の一部を改正する条例について、別紙のように処分したから、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものである。

令和4年6月6日提出

水戸市長 高 橋 靖

別 紙

新型コロナウイルス感染症のり患者等に対する介護保険料の減免 の申請の特例に関する条例の一部を改正する条例

新型コロナウイルス感染症のり患者等に対する介護保険料の減免の申請の特例に関する条例（令和2年水戸市条例第61号）の一部を次のように改正する。

第1条中「令和2年度分及び令和3年度分」を「令和3年度分及び令和4年度分」に、「令和3年4月1日から令和4年3月31日」を「令和4年4月1日から令和5年3月31日」に改める。

第2条中「令和4年3月31日」を「令和5年3月31日」に改める。

付 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

上記については、市議会の議決に代え、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により処分するものである。

令和4年3月31日処分

水戸市長 高 橋 靖

報告第16号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、令和4年（ヨ）第3号事務所使用禁止仮処分命令申立事件に関する和解について、別紙のように処分したから、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものである。

令和4年6月6日提出

水戸市長 高 橋 靖

令和4年度水戸市一般会計補正予算（第1号）

令和4年度水戸市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ17,200千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ124,489,200千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

上記については、市議会の議決に代え、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により処分するものである。

令和4年4月27日処分

水戸市長 高橋 靖

歳入

款	項	補正前の予算額	補正額	計
21 繰越金		千円 300,000	千円 17,200	千円 317,200
	1 繰越金	300,000	17,200	317,200
歳入合計		124,472,000	17,200	124,489,200

歳出

款	項	補正前の予算額	補正額	計
2 総務費		千円 18,931,930	千円 17,200	千円 18,949,130
	1 総務管理費	16,608,968	17,200	16,626,168
歳出合計		124,472,000	17,200	124,489,200

報告第18号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、令和4年度水戸市一般会計補正予算（第2号）を別紙のように処分したから、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものである。

令和4年6月6日提出

水戸市長 高橋 靖

令和4年度水戸市一般会計補正予算（第2号）

令和4年度水戸市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,221,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ125,710,200千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

上記については、市議会の議決に代え、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により処分するものである。

令和4年5月18日処分

水戸市長 高橋 靖

歳入

款	項	補正前の予算額	補正額	計
16 国庫支出金		千円 24,871,073	千円 1,221,000	千円 26,092,073
	1 国庫負担金	19,131,500	249,300	19,380,800
	2 国庫補助金	5,662,836	971,700	6,634,536
歳入合計		124,489,200	1,221,000	125,710,200

歳出

款	項	補正前の予算額	補正額	計
3 民生費		千円 47,809,900	千円 741,000	千円 48,550,900
	1 社会福祉費	21,054,058	351,000	21,405,058
	2 児童福祉費	17,371,444	390,000	17,761,444
4 衛生費		9,634,769	480,000	10,114,769
	1 保健所費	3,740,864	480,000	4,220,864
歳出合計		124,489,200	1,221,000	125,710,200

報告第19号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、水戸市市税条例の一部を改正する条例について、別紙のように処分したから、同条第2項の規定により報告するものである。

令和4年6月6日提出

水戸市長 高橋 靖

水戸市市税条例の一部を改正する条例

水戸市市税条例（令和3年水戸市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第58条第9項中「第321条の8第60項」を「第321条の8第62項」に、「同条第60項」を「同条第62項」に改め、同条第15項中「第321条の8第69項」を「第321条の8第71項」に改める。

付則第18条第3項中「附則第15条第16項」を「附則第15条第15項」に改め、同条第4項中「附則第15条第23項」を「附則第15条第22項」に改め、同条第5項中「附則第15条第24項第1号」を「附則第15条第23項第1号」に改め、同条第6項中「附則第15条第24項第2号」を「附則第15条第23項第2号」に改め、同条第7項中「附則第15条第24項第3号」を「附則第15条第23項第3号」に改め、同条第8項中「附則第15条第25項第1号」を「附則第15条第24項第1号」に改め、同条第9項中「附則第15条第25項第2号」を「附則第15条第24項第2号」に改め、同条第10項中「附則第15条第27項第1号イ」を「附則第15条第26項第1号イ」に改め、同条第11項中「附則第15条第27項第1号ロ」を「附則第15条第26項第1号ロ」に改め、同条第12項中「附則第15条第27項第1号ハ」を「附則第15条第26項第1号ハ」に改め、同条第13項中「附則第15条第27項第1号ニ」を「附則第15条第26項第1号ニ」に改め、同条第14項中「附則第15条第27項第2号イ」を「附則第15条第26項第2号イ」に改め、同条第15項中「附則第15条第27項第2号ロ」を「附則第15条第26項第2号ロ」に改め、同条第16項中「附則第15条第27項第2号ハ」を「附則第15条第26項第2号ハ」に改め、同条第17項中「附則第15条第27項第3号イ」を「附則第15条第26項第3号イ」に改め、同条第18項中「附則第15条第27項第3号ロ」を「附則第15条第26項第3号ロ」に改め、同条第19項中「附則第15条第27項第3号ハ」を「附則第15条第26項第3号ハ」に改め、同条第20項中「附則第15条第30項」を「附則第15条第29項」に改め、同条第21項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同条第22項中「附則第15条第35項」を「附則第15条第34項」に改め、同条第23項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第39項」に改め、同条第24項中「附則第15条第46項」を「附則第15条第43項」に改める。

付則第46条中「第15項から第19項まで、第21項、第22項、第26項、第29項、第33項から第35項まで、第37項から第39項まで、第42項若しくは第43項」を「第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで、第39項若しくは第40項」に改める。

付 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

上記については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により処分するものである。

令和4年3月31日処分

水戸市長 高 橋 靖

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、訴えの提起について、別紙のように処分したから、同条第2項の規定により報告するものである。

令和4年6月6日提出

水戸市長 高 橋 靖

(単位 円)

款	項	事業名	継続費の総額	令和3年度継続費予算現額		支出済額及び支出見込額	残額	翌年度繰越額	左の財源内訳			
				予算額	前年度繰越額				計	繰越金	特定財源	その他
10教育費	2小学校費	等原小学校舎増築事業(2期)	902,000,000	282,000,000	50,000,000	332,000,000	29,424,773	29,424,773	224,773	-	29,200,000	-
		吉沢小学校舎増築事業	589,000,000	196,000,000	-	196,000,000	8,628,096	8,628,096	1,928,096	-	6,700,000	-
		酒門小学校長寿命化改良事業(2期)	690,000,000	379,000,000	246,000,000	625,000,000	384,610,375	384,610,375	44,104,375	29,006,000	311,500,000	-
		渡里小学校長寿命化改良事業	1,940,000,000	1,146,000,000	691,000,000	1,837,000,000	1,003,843,961	1,003,843,961	24,389,961	112,754,000	866,700,000	-
	計		27,858,000,000	8,996,400,000	2,334,944,718	11,331,344,718	3,384,352,936	3,384,352,936	161,461,936	755,591,000	2,467,300,000	-

令和4年6月6日提出

水戸市長 高橋 靖

報告第28号

令和3年度水戸市一般会計繰越明許費繰越計算について

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第146条第2項の規定に基づき、令和3年度水戸市一般会計繰越明許費繰越計算について、次のように報告する。

令和3年度水戸市一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位 円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳			内訳	
					既収入	未収入	特定財源	繰越額	一般財源
					特定財源	国県支出金	地方債	その他	繰越額
2総務費	1総務管理費	企画調整事務費	7,598,000	6,000,000	-	-	-	-	6,000,000
		交通政策経費	155,167,000	6,500,000	-	3,588,000	500,000	-	2,412,000
		個人番号制度経費	35,277,000	2,500,000	-	2,500,000	-	-	-
		環境保全経費	30,617,000	4,000,000	-	-	-	-	4,000,000
3民生費	1社会福祉費	新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援経費	115,600,000	52,000,000	-	51,840,000	-	160,000	-
		市民税非課税世帯等臨時特別給付金経費	3,900,000,000	1,374,100,000	-	1,373,407,000	-	693,000	-
		ひとり親世帯緊急生活支援金経費	383,000,000	41,700,000	-	34,025,167	-	24,833	7,650,000
		高齢者福祉施設経費	500,496,000	20,872,000	-	13,915,000	-	-	6,957,000
		介護保険推進経費	55,534,000	21,480,000	-	21,480,000	-	-	-
		子育て世帯臨時特別給付金経費	4,219,000,000	275,800,000	-	275,800,000	-	-	-
		民間保育所等運営経費	6,751,289,000	92,800,000	-	92,800,000	-	-	

(単位 円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				一般財源	
					既収入 特定財源	未収入特定財源				その他
						国県支出金	地方債			
		地域型保育経費	952,475,000	16,700,000	-	16,700,000	-	-	-	
		民間保育施設整備事業費	340,200,000	340,200,000	15,120,000	287,280,000	-	-	37,800,000	
		放課後学級経費	661,792,000	23,251,800	-	23,251,800	-	-	-	
		学童クラブ経費	165,860,000	13,500,000	-	13,500,000	-	-	-	
4 衛生費	1 保健所費	新型コロナウイルスワクチン接種経費	1,450,000,000	284,000,000	-	284,000,000	-	-	-	
	4 清掃費	清掃工場運営経費	1,253,118,000	9,000,000	-	-	-	-	9,000,000	
		旧清掃工場及び周辺環境保全対策経費	37,707,000	24,900,000	-	-	-	-	24,900,000	
6 農林水産業費	1 農業費	遊休農地対策経費	674,000	500,000	-	310,000	-	-	190,000	
		市単土地改良事業費	28,200,000	1,892,000	-	-	-	-	1,892,000	
7 商工費	1 商工費	商業振興経費	787,341,000	77,000,000	-	45,321,000	-	-	31,679,000	
		中心市街地活性化推進経費	67,396,000	5,500,000	-	-	-	-	5,500,000	
		企業立地促進経費	105,800,000	27,620,000	-	-	-	-	27,620,000	
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路管理経費	156,228,000	36,000,000	-	15,600,000	-	-	20,400,000	
		舗装道維持補修費	556,025,000	57,000,000	-	25,037,000	30,400,000	-	1,563,000	
		道路新設改良事業費	778,200,000	390,000,000	-	123,681,000	241,200,000	-	25,119,000	
		側溝新設改良事業費	134,000,000	61,700,000	-	9,000,000	49,200,000	-	3,500,000	
		狭あい道路及び後退敷地整備事業費	390,000,000	182,000,000	-	89,793,000	70,100,000	-	22,107,000	
		認定外道路整備事業費	22,000,000	3,400,000	-	-	-	-	3,400,000	

(単位 円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				一般財源	
					既収入 特定財源	未収入特定財源				その他
						国県支出金	地方債			
		道路新設改良事業費 (内原地区)	121,400,000	32,700,000	-	15,744,000	8,700,000	-	8,256,000	
		舗装新設事業費(内原地区)	7,000,000	1,500,000	-	-	-	-	1,500,000	
		交通安全施設整備事業費	477,200,000	88,500,000	-	44,346,000	40,800,000	-	3,354,000	
		橋りょう新設改良事業費	244,000,000	196,000,000	-	105,160,000	77,400,000	-	13,440,000	
3 河川費		排水路整備事業費	376,100,000	111,100,000	-	-	76,300,000	-	34,800,000	
4 都市計画費		都市計画推進経費	206,500,000	200,000,000	-	70,000,000	117,000,000	-	13,000,000	
		市街地整備推進事業費	448,500,000	389,000,000	-	170,047,000	192,300,000	-	26,653,000	
		泉町1丁目北地区市街地再開発事業費	1,543,100,000	904,020,000	-	472,837,000	406,900,000	-	24,283,000	
		泉町周辺地区整備事業費	213,700,000	117,700,000	-	35,593,000	70,800,000	-	11,307,000	
		内原駅周辺地区整備事業費	475,700,000	4,000,000	-	-	-	-	4,000,000	
		国補街路整備事業費 (建設計画課)	1,078,000,000	910,000,000	-	496,728,000	406,600,000	-	6,672,000	
		単市街路整備事業費 (建設計画課)	133,500,000	39,400,000	-	-	-	-	39,400,000	
		単市街路整備事業費 (都市計画課)	4,300,000	2,900,000	-	-	-	-	2,900,000	
		都市下水道整備事業費	396,600,000	52,500,000	-	-	35,000,000	-	17,500,000	
		国補公園建設事業費	232,000,000	150,000,000	-	69,689,000	66,900,000	-	13,411,000	

(単位 円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				一般財源	
					既収入特定財源	未収入特定財源				その他
						国県支出金	地方債	その他		
		単市公園建設事業費	65,500,000	23,000,000	-	-	-	-	23,000,000	
		千波湖浄化経費	60,192,000	20,500,000	-	4,900,000	-	-	738,000	
	5	住宅整備事業費	385,500,000	75,900,000	-	25,551,000	39,000,000	-	11,349,000	
10	2	小学校施設整備事業費	283,400,000	153,800,000	-	11,356,000	127,500,000	-	14,944,000	
		見川小学校校舎改築事業費	187,000,000	54,000,000	-	-	40,500,000	-	13,500,000	
		上大野小学校校長寿命化改良事業費	97,000,000	69,400,000	-	-	51,600,000	-	17,800,000	
	4	幼稚園費	1,952,240,000	27,900,000	-	27,900,000	-	-	-	
	6	保健体育費	1,078,438,000	1,520,000	-	-	-	-	1,520,000	
		体育施設整備事業費	286,000,000	169,300,000	-	-	160,800,000	-	8,500,000	
		計	34,393,464,000	7,246,555,800	15,120,000	4,362,641,967	2,314,400,000	877,833	553,516,000	

令和4年6月6日提出

水戸市長 高橋 靖

報告第29号

令和3年度水戸市一般会計事故繰越し繰越計算について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第150条第3項の規定により、令和3年度水戸市一般会計事故繰越し繰越計算について、次のように報告する。

令和3年度水戸市一般会計事故繰越し繰越計算書

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内容		支出負担 行為額	翌年度繰越額	左の財源内訳				説明	
				支出済額	支出未済額			既収入特定財源	未収入特定財源				一般財源
									国県支出金	地方債	その他		
6	1	農業費	400,000,000	13,636,363	386,363,637	-	386,363,637	-	-	-	-	建設工事に日時を要したため	
		畜産振興経費	114,158,000	-	114,158,000	-	114,158,000	-	-	-	-	建設工事に日時を要したため	
7	1	商工費	34,231,508	14,231,508	20,000,000	-	20,000,000	-	-	-	-	事業の一部が未実施となったため	
8	4	都市計画費	1,383,564,916	1,024,151,916	369,413,000	-	394,000,000	173,400,000	-	-	8,555,000	建設工事に日時を要したため	
		国補街路整備事業費(建設計画課)	47,615,730	39,883,730	7,732,000	-	17,300,000	-	-	-	17,300,000	建設工事に日時を要したため	
		単市街路整備事業費(建設計画課)	407,438,000	338,388,000	69,050,000	8,250,000	77,300,000	38,300,000	-	-	4,238,000	建設工事に日時を要したため	
		国補公園建設事業費	585,000,000	255,000,000	330,000,000	-	330,000,000	108,300,000	-	-	9,567,000	建設工事に日時を要したため	
		千波湖浄化経費	2,982,048,154	1,685,291,517	1,296,716,637	42,405,000	1,339,121,637	320,000,000	-	-	39,660,000		
		計											

(単位 円)

令和4年6月6日提出

水戸市長 高橋 靖

令和3年度水戸市公設地方卸売市場事業会計繰越明許費繰越計算について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定に基づき、令和3年度水戸市公設地方卸売市場事業会計繰越明許費繰越計算について、次のように報告する。

令和3年度水戸市公設地方卸売市場事業会計繰越明許費繰越計算書

(単位 円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入		財源	
						国県支出金	地方債	その他	一般財源
1 卸売市場費	1 卸売市場費	施設整備事業費	459,000,000	108,500,000	17,500,000	-	91,000,000	-	-
		計	459,000,000	108,500,000	17,500,000	-	91,000,000	-	-

令和4年6月6日提出

水戸市長 高橋 靖

令和3年度水戸市駐車場事業会計継続費繰越計算について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第1項の規定に基づき、令和3年度水戸市駐車場事業会計継続費繰越計算について、次のように報告する。

令和3年度水戸市駐車場事業会計継続費繰越計算書

(単位 円)

款	項	事業名	継続費の総額	令和3年度継続費予算現額		支出済額及び支出見込額	残額	翌年度繰越額	左の財源内訳			
				予算計上額	前年度繰越額				繰越金	特 定 財	源	
1 駐車場費	1 駐車場費	(仮称)水戸芸術館東地区駐車場整備事業	1,257,000,000	566,000,000	-	440,500,000	125,500,000	125,500,000	繰越金	国県支出金	地方債	その他
	計		1,257,000,000	566,000,000	-	440,500,000	125,500,000	125,500,000	-	22,202,000	103,200,000	98,000
				566,000,000	-	440,500,000	125,500,000	125,500,000	-	22,202,000	103,200,000	98,000

令和4年6月6日提出

水戸市長 高橋 靖

令和3年度水戸市東前第二土地区画整理事業会計繰越明許費繰越計算について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定に基づき、令和3年度水戸市東前第二土地区画整理事業会計繰越明許費繰越計算について、次のように報告する。

令和3年度水戸市東前第二土地区画整理事業会計繰越明許費繰越計算書

(単位 円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内			記
					既収入 特定財源	未収入 国県支出金	特定財 地方債	
1 東前第二土地区画整理事業費	1 東前第二土地区画整理事業費	東前第二土地区画整理事業費	236,500,000	62,000,000	-	-	-	-
		計	236,500,000	62,000,000	-	-	-	-

令和4年6月6日提出

水戸市長 高橋 靖

令和3年度水戸市水道事業会計継続費繰越計算について

地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第1項の規定により、令和3年度水戸市水道事業会計継続費繰越計算について、次のように報告する。

令和3年度水戸市水道事業会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費額の総額	令和3年度継続費予算現額			支払義務発生 発（見込）額	残額	翌年度繰越額	翌年度繰越額に係る財源内訳		翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産購入限度額 円
				予計上額	算額	前年度繰越額				計	企業債	
1 資本的支出	1 建設改良費	開江浄水場配水池改修工事	545,600,000	211,200,000	74,200,000	285,400,000	76,800,000	208,600,000	208,600,000	155,600,000	53,000,000	-
		楮川浄水場電気設備取替工事	1,617,000,000	517,000,000	350,000,000	867,000,000	188,000,000	679,000,000	679,000,000	511,200,000	167,800,000	-
	計		2,162,600,000	728,200,000	424,200,000	1,152,400,000	264,800,000	887,600,000	887,600,000	666,800,000	220,800,000	-

令和4年6月6日提出

水戸市長 高橋 靖

令和3年度水戸市水道事業会計予算繰越計算について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、令和3年度水戸市水道事業会計予算繰越計算について、次のように報告する。

令和3年度水戸市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る必要な資産購入限度額	説明
						企業債	工事負担金	当年度分損益勘定留保資金			
1 資本的支出	1 建設改良費	整備事業費	1,022,971,000	749,648,000	199,689,400	円	円	円	73,633,600	円	関係機関との協議に日時を要したため
		負担事業費	404,944,000	217,485,200	10,924,300	-	5,525,090	5,399,210	176,534,500	-	関係機関との協議に日時を要したため
		改良事業費	588,510,000	288,679,500	268,080,000	205,500,000	-	62,580,000	41,750,500	-	関係機関との協議に日時を要したため
計			2,026,425,000	1,255,812,700	478,693,700	378,300,000	5,525,090	94,868,610	291,918,600	-	

令和4年6月6日提出

水戸市長 高橋 靖

令和3年度水戸市下水道事業会計予算繰越計算について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、令和3年度水戸市下水道事業会計予算繰越計算について、次のように報告する。

令和3年度水戸市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る資材購入に要する額	説明
						企業債	国補助金	当年度分損益勘定留保資金			
1 資本的支出	1 建設改良費	管渠建設改良費	2,763,700,000	1,661,110,798	844,000,000	526,500,000	236,474,000	81,026,000	258,589,202	-	関係機関との協議に日時を要したものの及び国の補正予算であり執行が次年度にわたるものがあるため
		処理場建設改良費	350,000,000	215,209,500	68,000,000	7,000,000	34,000,000	27,000,000	66,790,500	-	国の補正予算であり執行が次年度にわたるものがあるため
		流域下水道建設費	57,864,000	23,189,000	22,622,000	20,900,000	-	1,722,000	12,053,000	-	関係機関との協議に日時を要したものの及び国の補正予算であり執行が次年度にわたるものがあるため
計			3,171,564,000	1,899,509,298	934,622,000	554,400,000	270,474,000	109,748,000	337,432,702	-	

款	項	事業名	予算額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳		不用額	翌年度繰越額を卸すに要する購入資産の限度額	説明
						翌年度収入	営業利益			
1 下水道事業費	1 営業費用	処理場費	11,880,000	-	11,880,000	11,880,000	11,880,000	-	-	資機材の調達に日時を要したため
	計		11,880,000	-	11,880,000	11,880,000	11,880,000	-	-	

令和4年6月6日提出

水戸市長 高橋 靖

公益財団法人水戸市スポーツ振興協会の令和4年度事業計画及び予算に関する書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、公益財団法人水戸市スポーツ振興協会の令和4年度事業計画及び予算に関する書類を別冊のように提出する。

令和4年6月6日提出

水戸市長 高橋 靖

報告第37号

公益財団法人水戸市芸術振興財団の令和4年度事業計画及び予算
に関する書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、公益財団法人水戸市芸術振興財団の令和4年度事業計画及び予算に関する書類を別冊のように提出する。

令和4年6月6日提出

水戸市長 高橋 靖

報告第38号

一般財団法人水戸市農業公社の令和4年度事業計画及び予算に関する書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、一般財団法人水戸市農業公社の令和4年度事業計画及び予算に関する書類を別冊のように提出する。

令和4年6月6日提出

水戸市長 高橋 靖

報告第39号

一般財団法人水戸市公園協会の令和4年度事業計画及び予算に関する書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、一般財団法人水戸市公園協会の令和4年度事業計画及び予算に関する書類を別冊のように提出する。

令和4年6月6日提出

水戸市長 高橋 靖

報告第40号

公益財団法人水戸市国際交流協会の令和4年度事業計画及び予算
に関する書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、公益財団法人水戸市国際交流協会の令和4年度事業計画及び予算に関する書類を別冊のように提出する。

令和4年6月6日提出

水戸市長 高橋 靖

報告第41号

一般財団法人水戸市勤労者福祉サービスセンターの令和4年度事業計画及び予算に関する書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、一般財団法人水戸市勤労者福祉サービスセンターの令和4年度事業計画及び予算に関する書類を別冊のように提出する。

令和4年6月6日提出

水戸市長 高橋 靖

報告第42号

一般財団法人水戸市商業・駐車場公社の令和4年度事業計画及び
予算に関する書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、一般財団法人水戸市商業・駐車場公社の令和4年度事業計画及び予算に関する書類を別冊のように提出する。

令和4年6月6日提出

水戸市長 高橋 靖